

佐久市公告 第 1 7 2 号

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び佐久市公園条例（平成 1 9 年佐久市条例第 1 5 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記公園の供用を開始するので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 8 日

佐久市長 柳田 清二

記

- 1 名称
中込まちなか広場
- 2 位置
佐久市中込一丁目地内
- 3 区域
別紙図面のとおり
- 4 供用開始日
令和 8 年 8 月 8 日
- 5 供用開始面積
7 7 7 . 7 7 m²

